

京都市消防局訓令甲第13号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局救急規程の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

京都市消防局長 荒木 俊晴

目次中「第30条・」を「第30条～」に改める。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 救命士 救急救命士法（以下「救命士法」という。）第2条第2項に規定する救急救命士をいう。

第2条第6号中「救急救命士（以下「」及び「」という。）」を削り、同条に次の1号を加える。

(8) 指導救命士 救急業務に関する十分な知識、技術及び経験を有する救命士のうち、京都府高度救急業務推進協議会会長から認定された者をいう。

第30条の見出し中「病院実習等」を「教育訓練等」に改め、同条第1項中「救急隊員等の技能」を「救急隊員等及び救急業務に携わる職員の救急技能」に、「病院実習、研修及び救急訓練（以下「病院実習等」という。）」を「教育、訓練及び病院実習（以下「教育訓練等」という。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 局長は、前項の措置を効果的かつ効率的に実施するため、指導救命士を指導者として教育訓練等を行わせることができる。

第30条に次の1項を加える。

3 局長は、年度ごとに第1項に掲げる教育訓練等の推進計画を樹立するものとする。

第30条の次に次の1条を加える。

（指導救命士）

第30条の2 指導救命士に関し必要な事項は、別に定める。

第31条中「前条」を「第30条」に、「救急訓練」を「教育訓練等」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(消防局警防部救急課)